

板橋区妊婦歯科健診実施要綱

(令和6年3月6日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健指導の一環として、妊婦に対して歯科健康診査及び保健指導（以下「妊婦歯科健診」という。）を実施することにより、妊婦の口腔保健と胎児の健全な発育に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 妊婦歯科健診の対象者は、区内に住所を有する妊婦とする。

(受診回数)

第3条 受診できる回数は、1回の妊娠期間中1回限りとする。

(妊婦歯科健診の内容)

第4条 妊婦歯科健診は、次の各号に掲げる内容により実施する。

- (1) 問診
- (2) 口腔内診査
- (3) 健診結果の説明
- (4) 妊娠期の口腔ケアに関する適切な指導

(自己負担金)

第5条 妊婦歯科健診を受診する者の自己負担金は徴収しない。

(受診券の交付)

第6条 区は、板橋区妊婦歯科健診受診券(以下「受診券」という。)(別記様式)を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときに交付する。

- (1) 区において妊娠の届出を行う者は、母子健康手帳を交付するとき。
- (2) 区外において妊娠の届出を行った者が、電子申請により受診券交付の手続きを行ったとき。

2 前項の規定により受診券の交付を受けた者は、受診券を紛失、汚損等により使用できなくなったときは、電子申請により区に受診券の再交付の手続きを行い、区が交付の決定をした場合、電子文書での受診券の再交付を受けることができる。

(受診方法)

第7条 妊婦歯科健診を受けようとする者は、受診券及び母子健康手帳を実施医療機関に提出し、受診するものとする。

(事業委託契約)

第8条 区は、妊婦歯科健診の実施について、歯科医師会又は医療機関と委託契約を締結することができる。

(記録の保存)

第9条 区及び実施医療機関は、健診票等の関係書類を、妊婦歯科健診を実施した日の翌年度から5年間保存するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、妊婦歯科健診の実施に関し必要な事項は、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。